

ご家族の未来に責任を負っている  
あなただからこそ。

こだわり収入保障

無解約返戻金型



商品パンフレット

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

重要事項のお知らせ(契約概要/注意喚起情報)

ご契約のしおり/約款

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命保険株式会社

●担当は



マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp



タバコを吸わない方の  
保険料率があります！

Manulife  
マニユライフ生命

# 万一のことが起きてしまったときでも ご家族の未来が、しっかりと守られるために。

もし、一家の大黒柱に  
「万一のこと」が起きてしまったら  
ご家族はどうなるのでしょうか？  
日々の家計は？ お子様の教育・進学は？  
そして将来の生活は？

そのような場合でも  
ご家族の未来がしっかりと守られるために  
たしかな備えを準備しておくことが大切です。  
そのために、この保険があります。

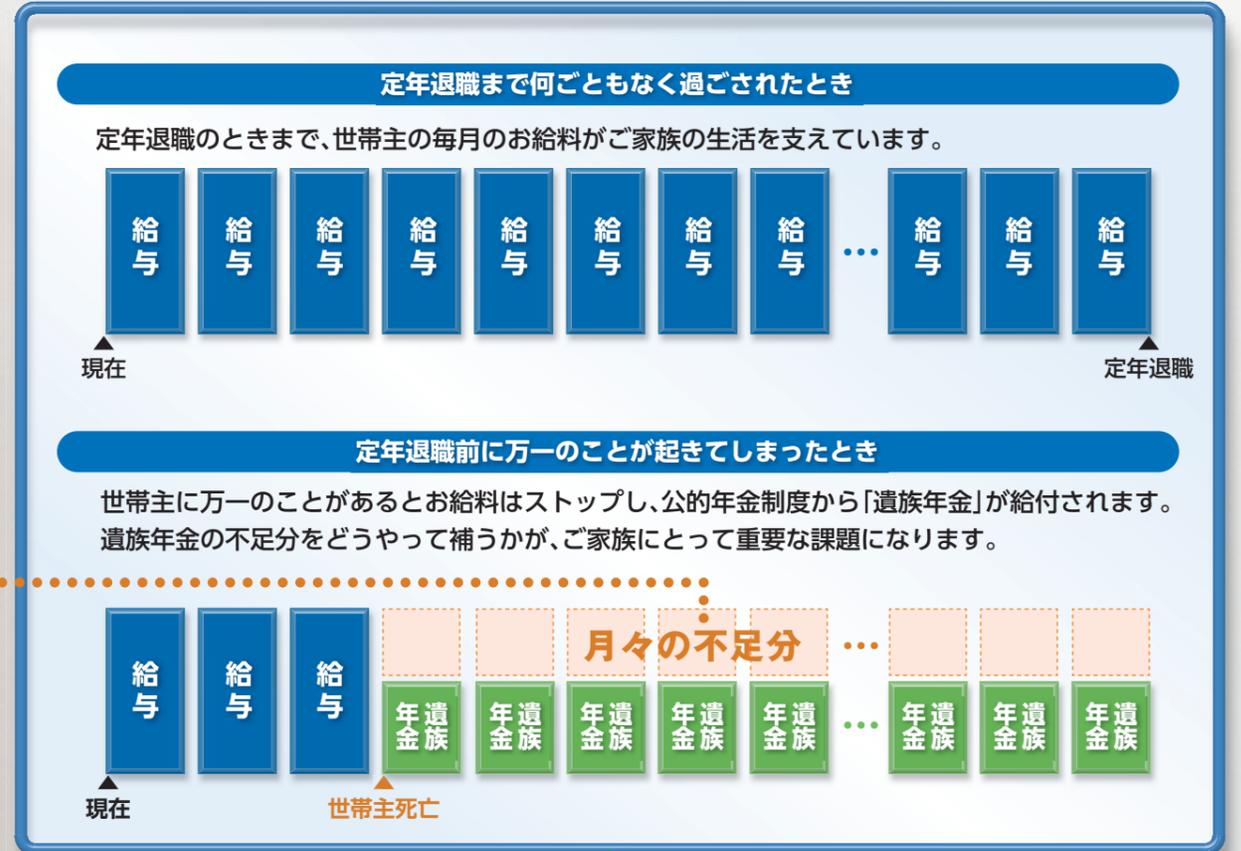


万一のことが起きたとき  
「こだわり収入保障」の月払給付金が  
公的遺族年金の不足分を補い  
ご家族の生活を支えます。

# こだわり収入保障

無解約返戻金型

## 保障の必要性イメージ(サラリーマンの場合)



**【ご参考】公的遺族年金(月額)の例**

世帯主の職種	会社員	自営業
遺族年金の種類	遺族基礎年金 + 遺族厚生年金	遺族基礎年金
妻と子1人	約12.1万円	約8.5万円
妻と子2人	約14.0万円	約10.4万円
妻と子3人	約14.6万円	約11.0万円

- 左記は日本年金機構のホームページの資料をもとにマニュアルライフ生命で試算したものです。
- 左記の「子」とは、18歳到達年度末日まで(1級または2級の障害状態にある子どもの場合は20歳未満)の子どもをいいます。
- 会社員の遺族年金は下記の方法で算出しています。
  - ボーナスを含めた平均標準報酬額を35万円、死亡時に被保険者であり、その被保険者期間を200か月とし、平成15年3月以前には報酬はなかったものとして算出しています。
  - 中高齢寡婦加算および経過的寡婦加算は考慮していません。
- 左記は、参考金額を例示するために仮に計算したものであり、実際の給付額とは異なることがあります。また、1,000円未満を切り捨てて表示しています。

・上記事例は、2023年10月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。一例ですので、家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。個別の詳細については所轄の年金事務所等にご確認ください。

# こだわり収入保障

無解約返戻金型

万一のとき、お給料のように、毎月「月払給付金」が支払われる保険です。

「こだわり収入保障」は、被保険者が死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき、保険期間が満了するまで毎月決まった金額の「月払給付金」をお支払いします。まるでお給料のように支払われる「月払給付金」が遺族年金の不足分を補い、のこされたご家族の生活を支えます。

## 1 さまざまな受取方法がお選びいただけます。

月払給付金の受取方法は、以下の選択肢の中から自由\*にお選びいただけます。  
\*マニユライフ生命所定の要件を満たす必要があります。

- ①毎月受取 ②一括受取 ③一部一括受取(①と②の組み合わせ)

→参照 くわしくはP.6をご覧ください。

## 2 喫煙歴や健康状態によっては、保険料が割安になります。

マニユライフ生命の定める基準を満たす場合、「標準保険料率」より割安な「非喫煙者保険料率」または「優良体保険料率」が適用されます。

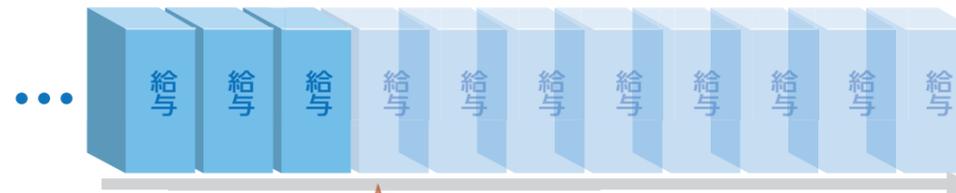
→参照 くわしくはP.7をご覧ください。

## 3 所定の状態に該当した場合、保険料の払込みが免除されます。

所定の身体障害状態になったとき、以後の保険料の払込みが免除されます。また「特定疾病保険料払込免除特約」を付加した場合、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったとき、以後の保険料の払込みが免除されます。

→参照 くわしくはP.7、P.10をご覧ください。

世帯主に万一があると、月々途絶えてしまうことがありますが…



「万一のこと」が発生!

## 月払給付金のイメージ図

- ご契約例
- 被保険者/30歳 ●死亡・高度障害月払給付金額/20万円
  - 保険期間(保険料払込期間)/60歳満了
  - 月払給付金支払保証期間/2年

- 保険期間中に「万一のこと」が起きてしまったとき、20万円の月払給付金のお支払いが始まります。



- 月払給付金は保険期間満了まで毎月支払われ、のこされたご家族の生活を支えます。



※保険期間が満了するまで2年に満たない時点で被保険者が万一の場合でも、保険期間の満了にかかわらず月払給付金を2年間お支払いします。

## 受取総額

### 必要保障額の変化に応じた保障を確保できます。

「こだわり収入保障」の月払給付金は、万一のことが起きてしまったときから保険期間満了まで支払われるので、被保険者が亡くなった年齢によって受取総額が異なります。

■死亡時年齢別の月払給付金の受取総額の例



#### ご契約例

- 被保険者/30歳男性
- 死亡・高度障害月払給付金額/20万円
- 保険期間(保険料払込期間)/60歳満了
- 月払給付金支払保証期間/2年

\*最低支払保証期間が2年間設定されていますので、保険期間満了まで2年未満となったときに万一のことがあった場合でも、最低2年間の月払給付金をお支払いします。  
 ※上図は、解約や一括受取等がなかった場合のイメージ図です。  
 ※月払給付金の支払事由に該当された場合、以後の保険料の払込みは不要です。  
 ※月払給付金の受取総額は、契約日または各契約応当日に死亡されたと仮定して表示しています。

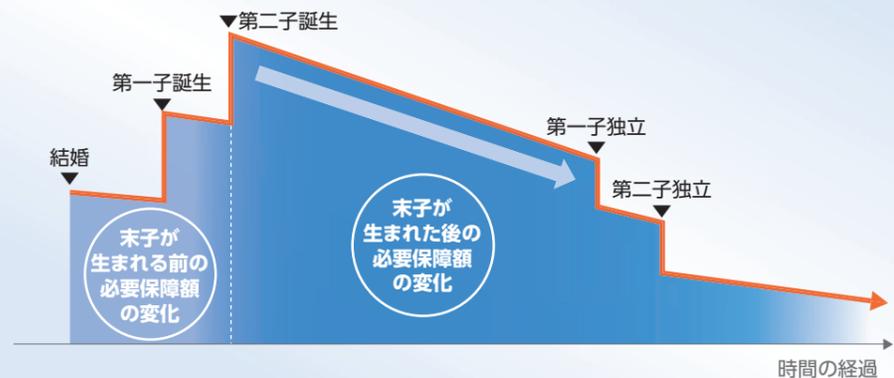


この保険には解約返戻金がありません。また、保険期間満了時にお支払いする満期保険金がありません。

### 「月払給付金の受取総額の推移」は「必要保障額の変化」に対応しています。

必要保障額とは、世帯主に万一のことがあった場合に家族の生活を維持するために必要な金額のことです。末子が生まれた後は、必要保障額は時間の経過とともに減っていくのが一般的です。

〈必要保障額の変化(イメージ図)〉



## 受取方法

### さまざまな受取方法を選択することができます。

月払給付金の受取方法は、以下の3つからお選びいただけます。

- 【ご契約例】 ●被保険者/30歳男性 ●死亡・高度障害月払給付金額/20万円  
 ●保険期間(保険料払込期間)/60歳満了 ●月払給付金支払保証期間/2年

上記のご契約例で、被保険者が40歳のときに亡くなられた場合

※下記の受取額は、保険年度の年初に支払事由が生じた場合の金額です。

#### ① 毎月受取

毎月、一定額の月払給付金を保険期間満了までお受け取りいただく方法です。

20万円×12か月×20年=4,800万円

40歳(被保険者死亡) 毎月20万円 毎月20万円 毎月20万円... 毎月20万円 毎月20万円 毎月20万円 60歳(保険期間満了)

月払給付金の受取期間:20年

受取総額 4,800万円

#### ② 一括受取

月払給付金を、まとめてお受け取りいただく方法です。

一括受取額 約4,062万円

40歳(被保険者死亡)

一括受取をすると保険契約は消滅します。

一括受取額 約4,062万円

#### ③ 一部一括受取

一部を一括で受け取り、のこりを保険期間満了まで毎月お受け取りいただく方法です。  
 ※マニユライフ生命所定の要件を満たす必要があります。

一部一括受取額 約1,000万円

15万円×12か月×20年=3,600万円

40歳(被保険者死亡) 一括受取額 約1,000万円 毎月15万円 毎月15万円... 毎月15万円 毎月15万円 毎月15万円 60歳(保険期間満了)

月払給付金の受取期間:20年

受取総額 4,600万円

保険期間中、一部一括受取を複数回行うこともできます。(イメージ)

一括受取額 約1,000万円 毎月15万円 毎月15万円... 一括受取額 約800万円 毎月5万円 毎月5万円...

※この場合、一部一括受取をする前よりも月払給付金額が減少します。  
 ※一部一括受取は、月払給付金額が3万円になるまで可能です。  
 ※一部一括受取の受取回数、受取時期によって受取総額は変動します。

**喫煙歴や健康状態によって、保険料が割安になります。**  
以下の基準に該当した場合、保険料が割安になります。

基準

1

**「過去1年以内に喫煙したことがない」**

※喫煙歴については告知に加えマニュアル生命所定の喫煙検査を実施させていただきます。  
▶[基準1]を満たした場合、非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)が適用されます。



さらに

基準

2

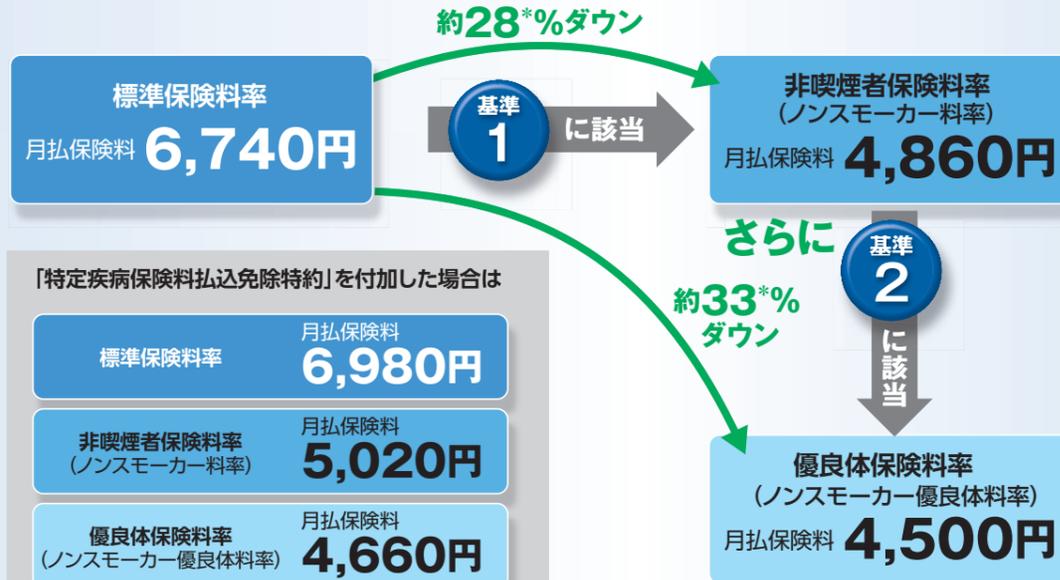
**「血圧の数値が以下の基準を満たしている」**

- 最高血圧:140mmHg未満
- 最低血圧:90mmHg未満

▶[基準1]に該当し、[基準2]を満たした場合、優良体保険料率(ノンスモーカー優良体料率)が適用されます。

## 保険料の例

【ご契約例】 ●被保険者/30歳男性 ●死亡・高度障害月払給付金額/20万円  
●保険期間(保険料払込期間)/60歳満了 ●月払給付金支払保証期間/2年  
●特定疾病保険料払込免除特約なし



\*小数点以下を四捨五入して表示しています。

※所定の検査の結果などによっては、非喫煙者保険料率または優良体保険料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。

## 「特定疾病保険料払込免除特約」について

「特定疾病保険料払込免除特約」とはガン・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったとき、以後の保険料の払込みが免除される特約です。

※「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は対象となりません。

※この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過する日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料の払込免除はいたしません。

ガン

急性心筋梗塞

脳卒中

## 保険料例表 2024年4月現在

〈単位:円〉

●死亡・高度障害月払給付金額/20万円 ●保険期間(保険料払込期間)/60歳満了 ●月払給付金支払保証期間/2年 ●保険料払込方法/口振扱月払

男性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし			女性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし		
	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率		優良体保険料率	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率
20歳	6,780	-	-	6,640	-	-	20歳	4,520	4,140	3,760	4,300	3,940	3,580
25歳	6,740	5,180	4,760	6,560	5,040	4,640	25歳	4,740	4,220	3,860	4,460	3,980	3,640
30歳	6,980	5,020	4,660	6,740	4,860	4,500	30歳	5,000	4,340	4,000	4,640	4,040	3,720
35歳	7,780	5,340	4,900	7,420	5,100	4,680	35歳	5,440	4,620	4,260	5,000	4,260	3,920
40歳	8,660	5,700	5,180	8,180	5,400	4,900	40歳	5,760	-	-	5,260	-	-
45歳	-	-	-	-	-	-	45歳	-	-	-	-	-	-

●死亡・高度障害月払給付金額/20万円 ●保険期間(保険料払込期間)/65歳満了 ●月払給付金支払保証期間/2年 ●保険料払込方法/口振扱月払

男性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし			女性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし		
	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率		優良体保険料率	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率
20歳	-	-	-	-	-	-	20歳	-	-	-	-	-	-
25歳	8,460	6,340	5,880	8,140	6,100	5,660	25歳	5,800	5,120	4,680	5,360	4,740	4,340
30歳	9,100	6,440	5,980	8,660	6,140	5,700	30歳	6,280	5,400	5,000	5,720	4,920	4,560
35歳	10,040	6,780	6,300	9,400	6,360	5,900	35歳	6,760	5,660	5,260	6,040	5,080	4,720
40歳	11,700	7,660	7,060	10,760	7,060	6,500	40歳	7,460	6,140	5,660	6,600	5,440	5,020
45歳	13,300	8,580	7,780	12,100	7,820	7,100	45歳	-	-	-	-	-	-

●死亡・高度障害月払給付金額/10万円 ●保険期間(保険料払込期間)/60歳満了 ●月払給付金支払保証期間/2年 ●保険料払込方法/口振扱月払

男性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし			女性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし		
	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率		優良体保険料率	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率
20歳	3,640	-	-	3,570	-	-	20歳	2,510	2,320	2,130	2,400	2,220	2,040
25歳	3,620	2,840	2,630	3,530	2,770	2,570	25歳	2,620	2,360	2,180	2,480	2,240	2,070
30歳	3,740	2,760	2,580	3,620	2,680	2,500	30歳	2,750	2,420	2,250	2,570	2,270	2,110
35歳	4,140	2,920	2,700	3,960	2,800	2,590	35歳	2,970	2,560	2,380	2,750	2,380	2,210
40歳	4,580	3,100	2,840	4,340	2,950	2,700	40歳	3,130	-	-	2,880	-	-
45歳	-	-	-	-	-	-	45歳	-	-	-	-	-	-

●死亡・高度障害月払給付金額/10万円 ●保険期間(保険料払込期間)/65歳満了 ●月払給付金支払保証期間/2年 ●保険料払込方法/口振扱月払

男性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし			女性	特定疾病保険料払込免除特約あり			特定疾病保険料払込免除特約なし		
	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率		優良体保険料率	契約年齢	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	標準保険料率
20歳	-	-	-	-	-	-	20歳	-	-	-	-	-	-
25歳	4,480	3,420	3,190	4,320	3,300	3,080	25歳	3,150	2,810	2,590	2,930	2,620	2,420
30歳	4,800	3,470	3,240	4,580	3,320	3,100	30歳	3,390	2,950	2,750	3,110	2,710	2,530
35歳	5,270	3,640	3,400	4,950	3,430	3,200	35歳	3,630	3,080	2,880	3,270	2,790	2,610
40歳	6,100	4,080	3,780	5,630	3,780	3,500	40歳	3,980	3,320	3,080	3,550	2,970	2,760
45歳	6,900	4,540	4,140	6,300	4,160	3,800	45歳	-	-	-	-	-	-

# ご確認ください

## お取扱内容

### ■ 契約年齢および保険期間など

契約年齢(満年齢)	20～60歳
保険期間・保険料払込期間	50～70歳満了*1
更新	取り扱いません
保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)*2	クレジットカード扱(月払)*3 口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払) 団体扱(月払・半年払・年払)*4
月払給付金支払保証期間	2年 または 5年*1

- \*1 契約年齢により選択できる保険期間・保険料払込期間・月払給付金支払保証期間が異なります。
- \*2 保険料払込方法(経路)による保険料の割引は行っていません。
- \*3 ご契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。
- \*4 団体扱は勤務先などの団体とマニュアル生命が団体扱契約を締結する必要があります。

### ■ 月払給付金

取扱範囲	5万円以上(1万円単位)
------	--------------

※被保険者のご契約時の年齢や保険期間満了時の年齢によって、引受けできる月払給付金額の上限金額および下限金額は異なります。

## 保障について

名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡 月払給付金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	月払給付金額 × 死亡した日から保険期間満了時までの月数*1	死亡月払給付金受取人
高度障害 月払給付金	被保険者が保険期間中に責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当されたとき	月払給付金額 × 高度障害状態に該当した日から保険期間満了時までの月数*1	被保険者*2

- 月払給付金をお支払いする期間は第1回目の月払給付金の支払事由が生じた日から保険期間満了までとなります。ただし、この期間がご契約者が選択した月払給付金をお支払いする保証年数(2年または5年)に満たない場合には、その年数を保証します。
- 所定の免責事由に該当したときは、支払対象とはなりません。

\*1 月払給付金は原則として毎月お支払いしますが、未払月払給付金の現価の全部または一部の一括受取も可能です(この場合のお支払金額は、通常、毎月お支払いする場合の総額よりも少なくなります)。未払月払給付金の現価の全部を一括受取した場合、その時点でご契約は消滅します。未払月払給付金の現価の一部を一括受取した場合、支払った現価に対応して月払給付金額を改めます。ただし、受取後の月払給付金額が3万円未満となる場合には、未払月払給付金の現価の一部の一括受取は取り扱いしません。

\*2 ご契約者が法人で、かつ死亡月払給付金受取人の場合には、高度障害月払給付金の受取人はご契約者となります。

## 解約返戻金について

- この保険に解約返戻金はありません。

## ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い

払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅したとき(解約、解除その他理由を問いません)、または保険料の払込みが免除されたときなどに、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払戻す金額はありません。

## 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に、次の保険料の払込免除事由に該当された場合、以後の保険料の払込みを免除します。

### ■ 不慮の事故により身体障害状態になったとき

保険料の払込免除事由	不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に <b>身体障害の状態</b> に該当されたとき
------------	--

→参照 「不慮の事故」「身体障害の状態」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

### ■ 特定疾病で所定の状態になったとき(ご契約時に「特定疾病保険料払込免除特約」を付加した場合)

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物(ガン)	<p><b>ガン責任開始日*以後</b>に、ガン責任開始日前を含めて<b>初めてガンに罹患</b>したと医師によって診断確定されたとき *「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p> 注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料の払込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者から申し出があったときは、特定疾病保険料払込免除特約は無効となります。</li> <li>● 「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は保険料の払込免除の対象となりません。</li> </ul> </div>
急性心筋梗塞	<b>責任開始期以後の疾病</b> を原因として <b>急性心筋梗塞</b> を発病し、その <b>急性心筋梗塞</b> により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	<b>責任開始期以後の疾病</b> を原因として <b>脳卒中</b> を発病し、その <b>脳卒中</b> により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

## 付加できる特約

### ■ 特定疾病保険料払込免除特約

上記「保険料の払込免除について」の「特定疾病で所定の状態になったとき」をご覧ください。

### ■ リビング・ニーズ特約

被保険者が**余命6か月以内**と判断されたとき、死亡月払給付金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いします。ご請求額は請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における主契約の換算死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お一人について3,000万円(マニュアル生命の他の保険契約と通算)以内となります。

 注意	死亡月払給付金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はそのご請求日にさかのぼって消滅します。また、一部を特約保険金としてお支払いしたときは、月払給付金額は減額されたものとみなします。特約保険金の請求日が保険期間の満了から1年以内である場合は、特約保険金はお支払いしません。
--	--

### ■ 指定代理請求特約

被保険者が受取人となる給付金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「**指定代理請求人**」がその被保険者に代わって**ご請求**いただけます。